

自動車検査独立行政法人について

平成18年10月17日

国土交通省

自動車検査独立行政法人の見直しにおける主な内容

1. 業務の重点化・効率化について

- ・『架装メーカーによる不正な二次架装問題』、『検査場における不正受検』、『リコールに係る不正事案』などが社会問題化していることを受け、『検査情報の活用』、『街頭検査の強化』、『大型ディーゼル車の新たな排出ガス検査』など、今後取り組むべき課題は多い。
- ・行政改革の重要方針（平成17年12月閣議決定）を踏まえ、法人において今後5年間で職員を5%以上減少させる取り組みを行う必要がある。
- ・これらの課題に取り組むため、指定整備工場による民間能力の更なる活用を図ることにより、法人の業務について、新規検査、構造変更検査、街頭検査やユーザー車検の受け皿機能などの業務に重点化する。

（指定整備の拡大について）

①具体的な拡大策

指定整備工場の指定要件のうち工員数「5人以上」を「4人以上」^(※)に緩和することを検討
※ただし、大型車を取り扱う場合を除く。「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量が5トン以上又は乗車定員が30人以上の車両

②効果予測

- 上記の拡大策により、平成22年度において、
- ・指定整備工場数が、約6,000工場増加
（指定整備工場数全体（約28,000工場）の20%強に相当）

2. 職員の身分について

法人の業務は、次のような特徴があることから、昨年、公務員型を維持した独法と同様に、引き続き、職員に対して公務員の身分を付与する必要がある。

（行政処分に直結・広範な検査の実施）

- ・全国約7,900万台にわたる多種多様な自動車を対象に、個々の検査官が、車両の使用の可否に直結する基準適合性審査を実施しており、行政処分に当たっての実質的かつ迅速な判断を行っている。

（公務としての使命感・受検者の理解と協力）

- ・検査官は、受検者の理解と協力を得ながらエンジンルームの開閉等の操作指示や、基準不適合箇所の改善指示等を行い、暴力的、威圧的言動に屈することなく厳正かつ公正に審査を行う必要がある。（不当要求約600～700件/年）

（業務停滞時の国民生活への影響が甚大）

- ・仮に法人の業務が停滞した場合には、自動車を使用できなくなる使用者が多数に及び、国民生活の安定等に直接かつ著しい支障を及ぼす。

現中期目標期間における取り組み

1. 業務の質の向上

厳正かつ公正中立な検査の実施

1. 新基準の導入に対応した検査を適切に実施
 - ・大型貨物自動車への速度抑制装置の装着
 - ・乗用車等における運転者の視界等、新基準7件導入(法人設立～H17年度)

2. 監視カメラの設置、ICレコーダの常時携帯等による防犯対策を講じつつ、暴力行為等の悪質な不当要求に対し、警察と連携して刑事告発等を実施(刑事事件33件(法人設立～H17年度))

街頭検査

不正改造への対応や平成16年度より開始した不正軽油の取締りなど、積極的に街頭検査を実施することにより、整備不良約8,000件/年、不正改造約5,000件/年を排除。

	街頭検査台数	整備不良件数	不正改造件数
14年度	56,479	5,631	
15年度	84,912	9,244	2,447
16年度	96,465	6,708	5,614
17年度	106,434	8,183	5,296

不具合情報の報告

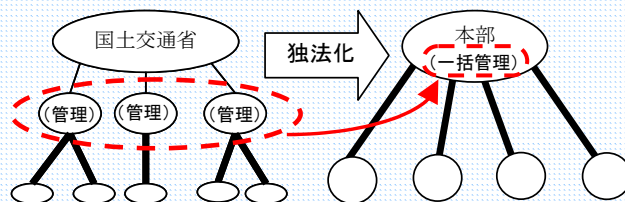
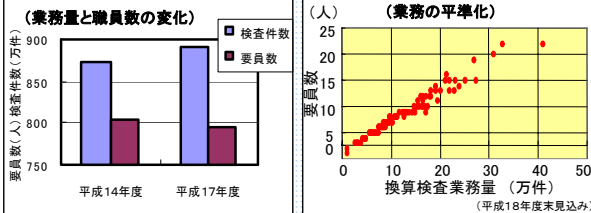
法人職員が、検査時に車両の不具合情報を発見し、その状況を国土交通省に報告することにより、平成14～17年度でリコール等に至った車両は合計約37万台

	報告件数	リコール等対象台数
14年度	9	8,849
15年度	6	112,989
16年度	20	149
17年度	57	246,646

2. 業務運営の効率化

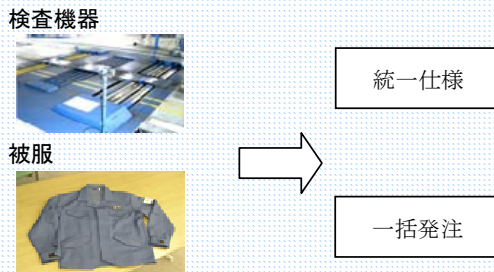
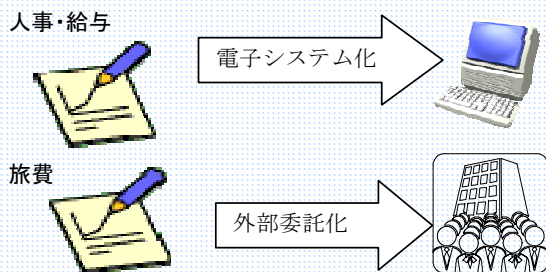
1. 検査件数がやや増加している一方、職員数を減少させることに対応するため、全国93の事務所の検査要員毎の業務量が平準化されるように要員を再配置。所長も検査官を兼務

2. 会計、人事等の管理業務を本部に集約化し、ブロック機関を除き事務所の管理要員を排除



3. 管理業務の電子システム化・外部委託化で管理経費を縮減

4. 検査機器、検査官被服等の統一仕様や本部一括発注で運営経費を縮減



次期中期目標期間における業務の重点化・効率化

○自動車検査独立行政法人は、安全・安心で環境と調和の取れた「くるま社会」の実現に向け、自動車検査における基準適合性審査を厳正かつ公正に行う重要な使命を担っている。

○『架装メーカーによる不正な二次架装問題』『検査場における不当要求・不正受検』『リコールに係る不正事案』などが社会問題化していることを受け、『検査情報の活用』『街頭検査の強化』『大型ディーゼル車の新たな排出ガス検査』など、今後取り組むべき課題は多い。

○行政改革の重要方針（平成17年12月閣議決定）を踏まえ、法人において今後5年間で職員を5%以上減少させる取組みを行う必要がある。

○上記の課題に取り組むつつ、業務を厳正かつ公正に確実に実施するためには、指定整備工場による民間能力の更なる活用を図ることにより、法人の業務について、新規検査、構造変更検査、街頭検査やユーザー車検の受け皿機能などの業務に重点化する。

1. 厳正・公正な検査の実施の徹底

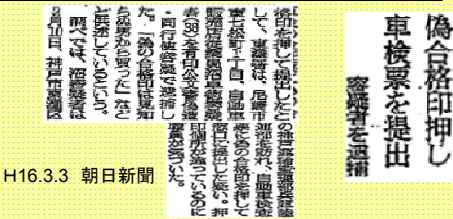
自動車検査の高度化

現状及び課題

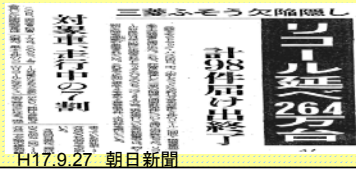
1. 荷台架装メーカーが最大積載量を水増しする二次架装などの不正改造が続発



2. 検査票の偽造・改ざんが横行



3. リコールに係る不正事案

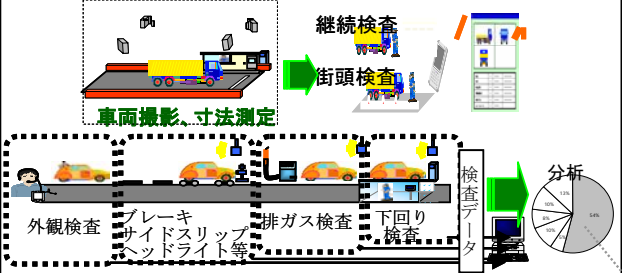


4. 大型ディーゼル車の使用過程車の排出ガス対策
・現在の検査方法では黒煙以外の有害ガスを測定できない。

今後の取り組み

1. 検査情報の活用

- (1) 新規検査時の画像などの検査データを電子的に取得し、継続検査や街頭検査に活用することにより二次架装などの不正改造車を排除
- (2) 検査データを電子的に取得することにより、受検者による検査票の偽造・改ざんなどの不正車検を防止
- (3) 新規検査や継続検査等における検査データを分析し、リコールにつながる車両不具合を抽出



2. 街頭検査等の強化

ランプ類の色度や光度を測定できる新たな機器を街頭検査に導入するとともに、街頭検査体制を強化することにより、不正改造車を排除



3. 大型ディーゼル車の新たな排ガス検査

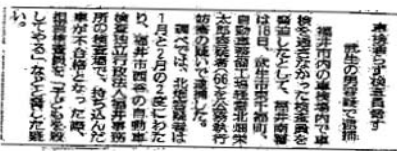
黒煙に加えて青煙等も計測可能であり、より高い精度で粒子状物質の測定が可能



不当要求防止対策の徹底

現状及び課題

暴力、威圧行為など不当要求が横行
(不当要求報告:約600~700件/年)



<平成17年4月16日 読売新聞>

今後の取り組み

- ・事務所毎に警察との連携を強化し、暴力行為等に対処して刑事告発等確実な対応を行う。
- ・不当要求行為排除のため、その内容や悪質な事例等を広く周知する。
- ・不当要求事例の実態に則した不当要求訓練を事務所毎に実施し、厳正かつ公正な審査を行える体制を維持する。

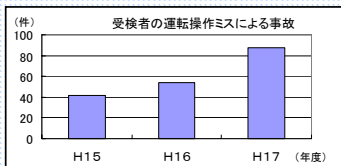
(訓練の様子)



2. 受検者の安全性・利便性の向上

現状及び課題

不慣れな受検者も多く、検査場における事故が増加傾向。



今後の取り組み

- ・受検者が安全で安心して利用できるよう、老朽化等による事故を防止するため、検査施設の改善を図る。
- ・受検者への案内を充実するため、見学者コース、音声誘導装置等の施設の改善を図る。



- ・事故の起こり易い箇所について、注意事項を周知し、受検者による事故を防止する。

3. 業務運営の効率化

今後の取り組み

1. 継続検査、出張検査の縮減

- ・指定整備率の一層の向上を図ることにより継続検査台数を縮減するとともに、受検者の利便性に配慮しつつ、出張検査の削減などにより効率化を図る。

2. 業務量に応じた要員配置

- ・各事務所毎の業務量を的確に把握し、少人数の事務所における業務体制に配慮しつつ、業務量に応じた要員配置となるよう適宜見直す。

3. 業務・システムの最適化

- ・業務・システムに係る監査の実施、最適化計画の策定と実施等により、システム構成及び調達方式の見直しを行うとともに、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。

職員の身分について

1. 自動車検査独立行政法人の業務

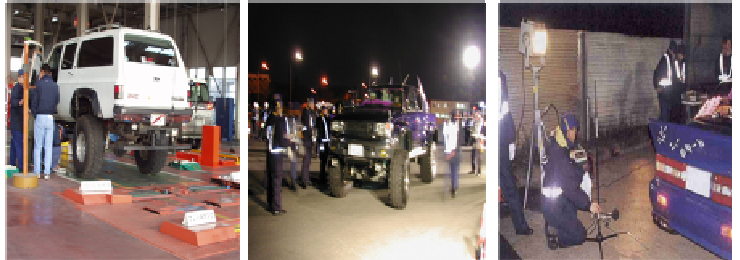
○自動車の検査は、安全確保・環境保全の観点から全ての自動車ユーザーに定期的な受検義務を課しているものであり、そのうち法人の行う基準適合性審査業務は、**審査の結果、基準に適合しない場合は車両が使用できなくなる性格のものであることから、検査の中核的な業務である。**

○立入検査の一環として実施している**街頭検査**は、検査の際の受検者とのトラブルが日常茶飯事の中、**暴走族の取締り、不正改造車の排除等を目的に実施。**

1. 検査場における検査



2. 街頭検査



2. 検査官の業務

検査官の業務の特徴

①全国約7,900万台にわたる多種多様な自動車を対象に、独任官である個々の検査官が、自動車検査証の交付の前提であり、かつその結果が**車両の使用の可否に直結する「保安基準に適合するかどうかの審査」を実施**しており、行政処分に当たっての実質的かつ迅速な判断を行っている。



①行政処分に直結・
広範な検査の実施

②検査官は、立入検査の一環として暴走族等を相手に実施している街頭検査時も含め、**受検者の理解と協力を得ながら**エンジンルームの開閉、灯火器の点滅等の操作指示や、基準不適合箇所の改善指示等を行い、たとえ受検者に不利益を及ぼすものでも、往々に行われる**暴力的、威圧的言動に屈することなく厳正かつ公正に審査を行う必要**がある。
(不当要求約600~700件/年)



②公務としての使命感・
受検者の理解と協力が
必要

③仮に法人の業務が停滞した場合には、**自動車を使用できなくなる使用者が多数に及び、国民生活の安定等に直接かつ著しい支障**を及ぼす。

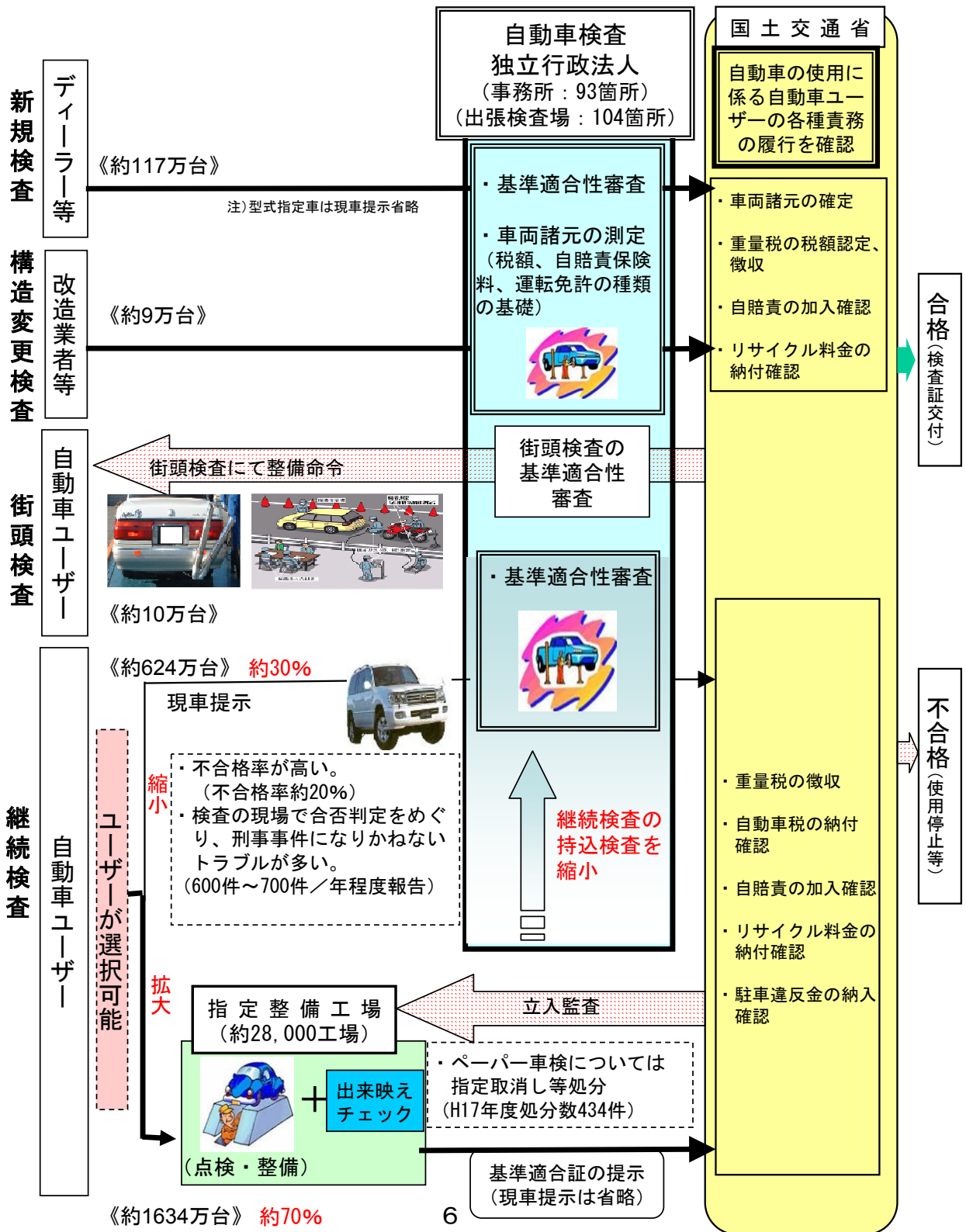


③業務停滞時の国民生活
への影響が甚大

以上の業務の特徴から、**自動車検査独立行政法人個々の職員に対して公務員の身分を付与する必要がある。**

指定整備率の向上による業務の重点化について

指定整備工場による民間能力の更なる活用を図ることにより、新規検査、構造等変更検査、街頭検査やユーザー車検の受け皿機能などの業務に重点化する。



指定整備の拡大策について

1. 指定整備制度

- 指定整備制度は、指定自動車整備事業者が所要の点検・整備を実施し、自動車検査員による保安基準適合性に関する検査・証明に基づき保安基準適合証を交付すれば、この書面を国に提示することにより、自動車を提示することなく、自動車検査証の有効期間の更新が受けられる制度である。
- 指定自動車整備事業者とは、自動車分解整備事業の認証（地方運輸局長による認証）を受けた者であって、自動車の整備・検査に係る設備、技術、管理組織等について一定の要件を満たす者として地方運輸局長の指定を受けた者である。
- 自動車検査員とは、一定の資格要件を満たす者から、指定自動車整備事業者が事業場ごとに選任する者で、保安基準適合性に関して検査し、証明する者である。

2. 指定整備制度の経緯

昭和37年	指定整備制度の創設
昭和46年	事業者間における検査用機器の共用の承認（特定指定制度の創設）
昭和61年	工員数要件の緩和（6人以上→5人以上）
平成 7年	整備機器の削減（61品目→44品目）
平成 9年	特定指定制度に係る面積要件の緩和

3. 指定整備の拡大策

（1）具体的な拡大策

指定整備工場の指定要件のうち工員数「5人以上」を「4人以上」^(※)に緩和することを検討。

※大型車を取り扱う場合を除く。「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量が5トン以上又は乗車定員が30人以上の車両

（2）効果予測

上記の拡大策により、平成22年度において、

- ・指定整備工場数が、約6,000工場増加

（指定整備工場数全体（約28,000工場）の20%強に相当）